越智今治農業協同組合

事業年度：2024年４月１日～2025年３月31日

事業年度において配偶者が出産した男性労働者数に対する、上記事業年度において育児休業等をした男性労働者数の割合：0%

株式会社ジェイエイ越智今治

事業年度：2024年４月１日～2025年３月31日

事業年度において配偶者が出産した男性労働者数に対する、上記事業年度において育児休業等をした男性労働者数の割合：0%

※育児休業等
　育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業（産後パパ育休（出生時育児休業）を含む)、及び法第23条第２項（所定労働時間の短縮の代替措置として３歳未満の子を育てる労働者対象）又は第24条第１項（小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務）の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置が講じられた場合の当該措置によりする休業